

出版権消滅に関する通知

短篇集、決戦、日本シリーズ、長篇、サ

イコ口持政隊の著作権者たる私（かんべま

さし）は、貴社（株式会社早川書房）に対し

従来、相互の信頼に基くと判断される、権

利関係の確認手続を省略した口頭契約による、

つ、右記著作物の出版に同意し、貴社による

出版権の行使を許諾してまいりましたが、

現在係争中の、貴社と堀鬼氏との民事訴訟

に於ける、貴社の口頭契約についての適

用範囲解釈には納得しがたい点があり、私並
びに私の右記著作物に関連して、将来発生す
るやもしゆぬ貴社との係争を未然に防止する
必要を感じたため、ここに於いて著作権法に
の、と、た権利関係の確認をせざるをえず、
この通知書を送付いたします。

(一)

私は、私の右記著作物に関する貴社の
出版権は、著作権法第83条第2項の定
めるところにより、すでに消滅してい
ることを確認し、通知いたします。

その根拠は、左記のとおりです。

(1) 右記著作物の出版に關し、私と貴社

との間に契約文書の交換はなく、口頭
契約のみである。だが、その際、排他的
独占出版であるいは重版にともなう出版
権有効期間の延長等に関する口頭契約
は一切なかった。この中に件の関して
は、貴社よりの提示するところか、た
したが、この契約には、いかなる別
段の設定行為はなく、ゆえに著作権法
第83条 出版権の存続期間は、設定行
為で定めるところによる。は、適用さ
れたいと認められる。

(ロ) 一方、右記著作物の初版発行日は、
決戦・日本シリーズ

ハヤカワ文庫版

昭和五十一年六月十五日

サイコの特攻隊

ハイド・カバ版

昭和五十一年七月三十一日

サイコの特攻隊

ハヤカワ文庫版

昭和五十二年七月十五日

これより右のとりであり、著作権法

第83条第2項 出版権は、その存続期

間につき設定行為に定めがなるときは

その設定後最初の出版があった日か

ら3年を経過した日において消滅する

ルカ右記三點の著作物すべての出版
契約について、適用できると認められ
る。

(二)

また私は右記著作物に關して、以後
貴社に対してその出版権を設定する意
志のないことを通知し、本日以降の新
たなる重版は、場合によっては、私が
他出版社と為すやもしれぬ別段の設
定行為をともなう契約によつて該出
版社に発注する諸権利を侵害すること
にたす可能性を有することをお知らせ
し通知いたします。

冒頭に述べました如く、将来発生するやも
しれぬ係争を未然に防止するためといえ、
このような確認通知書を送付せざるを之なく
す。た現在の状況を、非常に残念に思います。
ともあれ、右、とりいそぎ御通知まで。

昭和五十六年四月二十日

芦屋市若葉町2ノ1ノ1432

かんべむさし



東京都千代田区神田多町二ノ二

株式会社 早川書房 殿

代表者 早川 清 殿